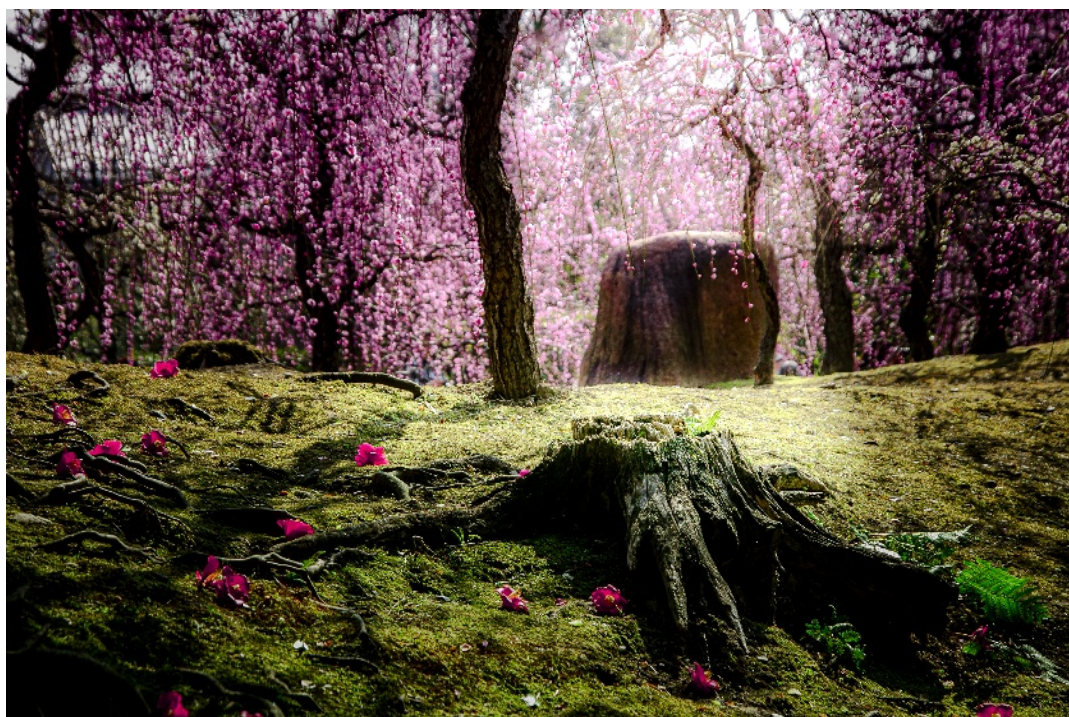


2024. 1

# Law Office YODOYABASHI

No.41



椿拾い

〒541-0041 大阪府中央区北浜2丁目2番22号 北浜中央ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104 (代) FAX 06-6229-0936

URL <http://yodo-law.com>

弁護士 藤井 勲  
弁護士 西野 航  
弁護士 山本 彼一郎  
弁護士 今井 佐和子  
弁護士 中嶋 俊太郎  
弁護士 深江 元哉  
弁護士 松岡 真嗣

弁護士 阿部 清司  
弁護士 黒田 拓志  
弁護士 奥田 直之  
弁護士 高野 史恵  
弁護士 松本 京子  
弁護士 中濱 裕貴  
弁護士 斎藤 慎

弁護士 安田 正俊  
弁護士 西垣 昭利  
弁護士 井上 敏志  
弁護士 鹿野 耕平  
弁護士 平井 智也  
弁護士 堀内 みづ希  
弁護士 道川 由隆



## あけましておめでとうございます

昨年(2023年)は、国内的にはコロナなどの感染症、世界的にも大雨・台風・大火・大地震等の災害、ウクライナ・パレスチナ等での戦争・紛争、ロシア・中国・北朝鮮などの不穏な動き等……何かと心配ごとの多い年でしたが、皆様はよいお年をお迎えでしょうか。

ところで、近時の国際情勢は上記の通り、国家の安全保障にひとつとではないご心配をお持ちの方も多と思います。

しかし、我が国は、国際紛争の解決のための戦争を放棄したという先進的な憲法の下で、1945年から戦後80年近く他国に武力を行使したことはなく、今後とも自衛力は保持するものの、あくまで国際社会の平和を第一義として、他国に迷惑を及ぼすことはないことを再確認、表明して国際社会の理解を得ることが、国家の防衛上、まず第一と思います。

企業も同様で、内部統制を強固なものとして、不祥事で社会に迷惑をかけることなく、社会の信用を得ることが企業発展の基礎であると思います。

当事務所も、所属弁護士一同、下記の通り、依頼者の皆様のご期待に沿えるよう、より一層精進をしてまいりますので、何卒よろしく願いいたします。

本年は、そのような理念の下に歩んでいきたいと思う次第です。

なお、表紙の写真は、当事務所の元代表社員芝康司氏が海外旅行などで撮りためた写真をご提供いただいておりますが、この度、同氏よりストックが底をついたとの連絡があり、今後は事務所のメンバー等による写真をおとどけさせていただく予定ですので、よろしく願いいたします。

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

代表社員 弁護士 藤井 勲



阿部 清司  
代表社員

昨年5月に新型コロナが5類相当となり、人の動きも戻りつつありますが、令和2年以降の流行もあって、人が動かない裁判手続のデジタル化が飛躍的に進みました。

弁護士登録当時、携帯電話さえなかった我々世代でも、デジタルネイティブ世代の新しい知識を得ながらデジタル化に適應できています。

今後も、新しい知識と数多くの経験を互いに補完・融合できる共同事務所の利点を生かし、さらに良いリーガルサービスを提供していきます。

今年もよろしく願い申し上げます。



安田 正俊  
代表社員

近時、様々な企業様より、不当要求や悪質クレマーへの対応について、ご相談やご依頼を受けております。一部の悪質クレマーの存在は、企業自体の損失となるばかりか、他の顧客への迷惑行為となったり、対応する従業員に過度の精神的ストレスを与えるなど、看過できない事態を招きます。

最近では、厚労省よりカスハラ対策マニュアルが公表されるなど、悪質クレマーへの取組みが社会でクローズアップされてきています。

顧客と企業のより良い関係を築くためにも、一部のカスハラや悪質クレマーには毅然と対応するという、そういう企業姿勢が求められる時代になってきたのだと感じています。



西野 航  
社員

弁護士生活も20年目に入りました。

「緻密かつ大胆」をモットーに業務に励みますので、皆様今年もよろしく願いいたします。



黒田 拓志  
社員

早いもので弁護士登録15年目に突入しました。

今までの経験を活かしつつも、初心を忘れず、謙虚な気持ちで皆様のお役に立てるよう邁進して参ります。

今年もよろしく願いいたします。



西垣 昭利

事務所が北浜に移転してから、ビルの階段登りをしなくなって、急速に体力が低下したようです。

少々のテニスより、遙かに効用があったことを実感しており、如何に再開するかが課題です。



山本 彼一郎

74才になりました。この歳になっても、この争い事の良き解決とは、どのような解決なのだろうかと悩むことしきりです。

来年も、事務所の弁護士、職員に支えられながら、ご依頼者に寄り添って行く所存ですので、よろしく願いいたします。





奥田 直之

昨年、日本保険学会の会員になりました。具体的な研究対象や会員の属性、研究発表の方法等が相当異なっており、興味深く思っております。日本交通法学会(理事)、日本賠償科学会(ヒラ会員)も含め、ますます研鑽を図りたいと思います。



井上 敏志

急速に変化する社会への対応力と高度な倫理感を磨き、適切なリーガルサービスをご提供できるよう、真摯に取り組んでまいります。本年もよろしくお願い致します。



今井 佐和子

長く続いたコロナ禍がようやく終息を迎え、社会経済活動も本格的に回復して参りましたが、急激な物価高、新たな難題が生じています。刻々と変わる情勢に応じ、迅速かつ的確な紛争解決に取り組む所存でございます。今年もよろしくお願いいたします。



高野 史恵

40代(もうすぐ半ば)になり、最近、様々な年代の方のお気持ちが想像しやすくなったように感じます。お悩みを抱えられた依頼者の方を少しでも癒やせるよう、依頼者のお気持ちに寄り添った丁寧なご報告とご説明、迅速な処理を心がけて日々精進したいと思います。



鹿野 耕平

今年は、趣味のゴルフは一休みして、本業において新たな気持ちで真剣に取り組む所存でございます。本年も皆様が御健勝で御多幸でありますよう、心からお祈り申し上げます。



中嶋 俊太郎

本年もどうぞよろしくお願い致します。一つ一つの紛争の背景に向き合い、真に適切な解決のあり方を常に考えていきたいと思致します。



松本 京子

年々1年が過ぎるのが早くなり、人生も折り返し地点を迎えました。守りに入らず、チャレンジ精神を意識して持っていきたいと思致します。今年も宜しくよろしくお願い致します。



平井 智也

弁護士10年目の新年を迎えました。近年は、IT化が急速に進み、裁判手続等も変化し、社会においては、IT化に伴う新たな法的問題も生じています。変化する社会において、日々の研鑽を怠ることなく、依頼者の皆様のお力になれるよう尽力してまいりますので、本年もよろしくお願い申し上げます。



深江 元哉

昨年は住宅を新築し、第2子が誕生しました。弁護士5年目となり、私生活は大きく変化しましたが、仕事面では従前と変わらず、依頼者満足を意識した丁寧な事件処理を心掛けます。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。



中濱 裕貴

弁護士5年目、年齢も30歳となりました。日々成長する我が子に負けないよう私も日々研鑽を積みたく存じます。皆様、本年もどうぞよろしくお願い致します。



堀内 みづ希

弁護士になって4年目の新年を迎えました。長かったコロナ禍もようやく落ち着き、皆様に直接お目にかかれる機会をいただけることを、非常にありがたく思っております。本年も皆様のお役に立てるよう、より一層の努力をもってご厚情にお応えしてまいります。よろしくお願い申し上げます。



松岡 真嗣

光陰矢の如しとはよく言いますが、あっという間に3年が過ぎ、早くも弁護士4年目となりました。皆様のお役に立てるよう、日々の研鑽を怠ることなく、昨年以上に一層努力して参る所存ですので、どうぞよろしくお願い致します。



斎藤 慎

早いもので弁護士登録2年目となりました。皆様の期待に応えられるよう、日々精進を重ねていく所存です。本年もよろしくお願い申し上げます。



道川 由隆

弁護士になって最初の1年が過ぎました。自らの力不足を痛感する毎日ですが、事件と向き合いながら日々研鑽を怠ることなく、業務に精進して参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。





コラム

# 淀屋橋の歴史学

uunqo3



第6回

## 「平安京の基盤の目ってどの範囲？」

京都市街は基盤の目に喩えられ、道路が東西南北に走っています。

京都には東大路通、西大路通及び北大路通がありますが、南大路通はありません。かつて存在したものが消失したのではなく、もともと南大路通はないのです。東大路通、西大路通及び北大路通は、いずれも明治末期以降に都市計画道路として整備された道路であり、平安京時代からの道路ではありません。南大路通に相当するのは十条通であり、明治末期に開通しています。

現在の京都市街では、東西南北を東大路通、西大路通、十条通及び北大路通で囲まれた範囲が基盤の目と認識されていますが、これらの道路の開通は明治末期以降と歴史は浅く、平安京の外周を画する道路ではありません(東大路通、十条通及び北大路通は平安京の基盤の目よりも外側にありますが、西大路通は平安京の基盤の目の内側にあります。)。平安京は、東西南北を東京極大路、西京極大路、九条大路及び一条大路で区切られた範囲となります(ただし、九条大路の西側や西京極大路は、位置は決まっていたものの完成しなかったのではないかとされています。)

東京極大路は現在の寺町通に相当します。豊臣秀吉による京都改造により、通りの東側に寺院を集められたことから「寺町通」との名前に変わりました。

西京極大路に相当する道路は現在ありませんが、阪急「西京極」駅は西京極大路に相当する位置にあります。

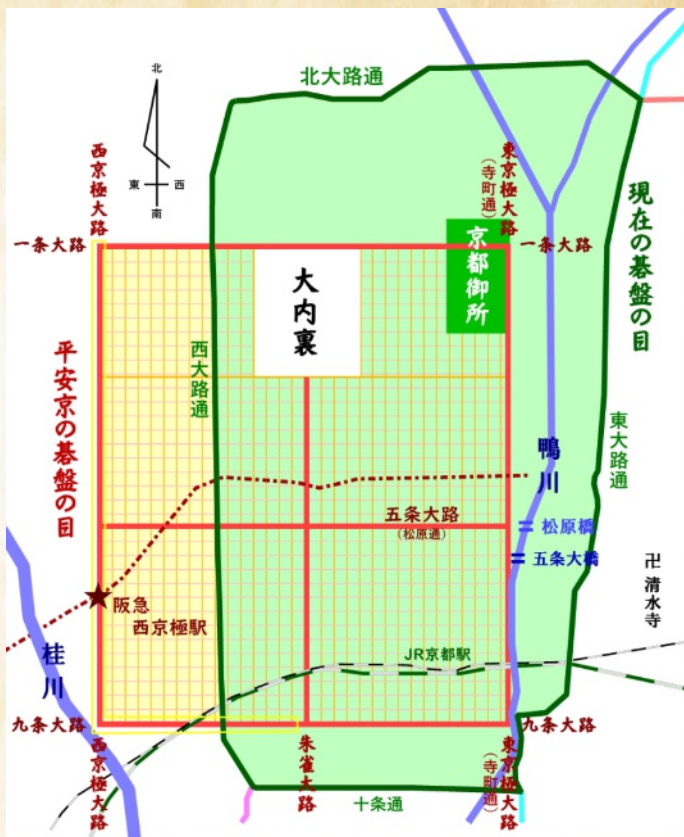
童謡「牛若丸」にて源義経と弁慶が出会ったとされる「五条の橋」は、東京極大路(現在の寺町通)よりも東側にある鴨川にかかる橋です。当時の五条大路は現在の松原通に相当するため、当時「五条の橋」と認識されていたであろう橋は、現在の五条大橋の位置ではありません。そのため、源義経と弁慶が出会ったのは五条大橋ではなく、松原橋ではないかとされています。また、「義経記」によれば、源義経と弁慶が出会ったのは清水観音(清水寺)の境内とされています。いずれにしても、これらの場所は東京極大路(現在の寺町通)よりも東側であり、平安京の基盤の目の外(東側)ということになります。行人を襲って刀を奪う弁慶や、寺に預けられてひっそりと暮らしていた源義経の出会いの場として自然な場所でもあります。

都市は時代によって変化します。開発されたり、改造されたり、衰退したり……。そのため、物事を考察するにあたっては時代背景の把握も重要です。

これは物事の考察一般に共通することです。前提事実には誤認があっては、その後の考察も的外れになってしまいます。正確な情報収集が適切な判断の第一歩といえます。

(弁護士 西野 航)

ものごとにおいては、常識・定説であってもこれを疑い、自分で調べる、考えるということが重要ではないかと思えます。自然科学では地動説のようにコペルニクス的転回と言われることは数多くありますが、歴史上の出来事でも、その後の研究によって教科書の内容が全く異なるものになっていたり、有力な新説が提起されているものがいくつかあります。「淀屋橋の歴史学」では、これらについて紹介させていただきます。



### 表紙の写真 「椿拾い」

「しだれ梅と椿まつり」で名高い「城南宮」に行ってきました。

梅のピンク色と苔の緑色に、赤い椿が非常に映えて、とても幻想的な景色でした。

椿の花言葉は「誇り」「控えめな素晴らしさ」「謙虚な美德」だそうです。

今年も一年、自身の仕事に誇りを持ち、けれども決して奢ることなく、日々精進してまいります。  
(撮影者 弁護士 堀内 みづ希)